

特定行為に係る看護師の研修に ご理解、ご協力をお願いいたします

当院は、厚生労働省
「特定行為に係る看護師の研修制度」の協力施設です。

看護師として一定の経験を有し、かつ専門的な研修を受けた者が、実習で医師の指示を受け、特定の医行為を実施することがあります。医師と連携し安全には十分配慮して行いますが、患者さんはいつでも拒否を申し出ることができ、それにより何ら不利益を被ることはありません。何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。

「特定行為に係る看護師の研修」についてご相談がある場合には、
下記患者相談窓口をご利用ください。

患者相談窓口

当院をご利用いただく患者さん及びご家族のみなさまからの、治療や入院生活、医療安全などさまざまなご相談やご意見を受け付けております。お気軽にご利用ください。

相談日及び相談時間

- | | |
|-----------|------------|
| ■ 月曜日～金曜日 | 8:30～17:15 |
| ■ 場所 | 2F 患者相談窓口 |
| ■ 責任者 | 医療安全管理室長 |
| ■ 相談担当者 | 医療安全管理室員 |